

Ⅱ 野菜価格安定対策事業

【[所要額] 15,925(13,551)百万円】

対策のポイント

野菜価格安定対策事業において、新たな支援策として、野菜生産者の経営安定の確保や加工・業務用需要に対応した契約取引の推進等を強化します。

<背景/課題>

- ・新たな食料・農業・農村基本計画において、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等を図る観点から、新たな支援策を検討することとしています。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
変動係数 1.8% (平成17年) → 1.6%以下 (平成27年)

<主な内容>

1. 指定野菜・特定野菜の生産者に対する経営安定の支援強化

野菜の生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施するとともに、以下のとおり、新たな支援を強化します。

(1) 対象者の拡大による産地体制の強化

産地体制の強化を図るため、より多くの生産者が参加できるよう、登録生産者の面積要件等を緩和します。

(2) 市場シグナル等に即応したセーフティネットの強化

保証基準額について、市場シグナルをより反映した算定手法に見直します。また、燃油等生産資材費の高騰時には保証基準額を引き上げる仕組みをビルトインすることにより、セーフティネットを強化します。

(3) 生産者負担の軽減

生産者負担金について、指定野菜の品目・種別毎に、過去の交付実績を踏まえた負担率を設定するとともに、輸入品と競合している特定野菜について、生産者負担割合を引き下げます。

2. 契約取引への一層の支援強化

六次産業化法の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者を支援するほか、当該取組における発動要件を緩和して支援機会を増加させます。

また、契約取引において豊凶にかかわらず収入が確保されるセーフティネット支援を新たにモデル事業として実施します。

3. 野菜価格高騰等への適切な対応に向けた緊急需給調整対策の強化

野菜価格高騰時における出荷前倒しの支援対象品目を拡大するなど、緊急需給調整対策を強化します。

補助率：65/100, 60/100, 50/100, 定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構

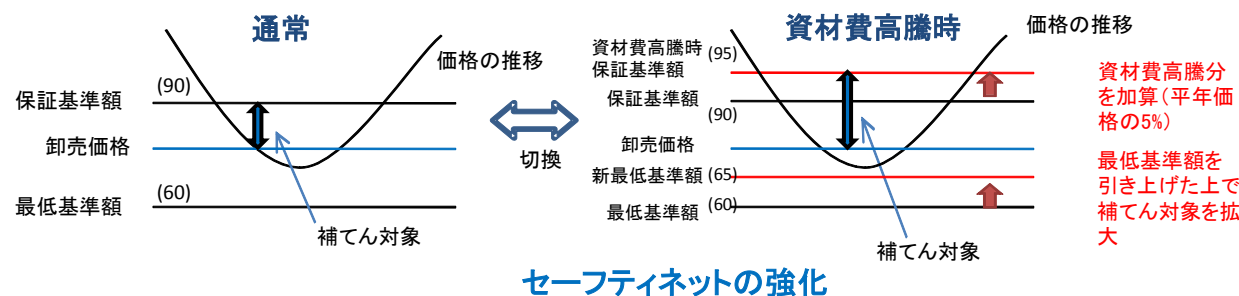
[お問い合わせ先：生産局生産流通振興課 (03-3502-5961 (直))]

野菜価格安定対策事業 平成23年度 所要額15,925百万円

野菜生産者の経営安定の確保や加工・業務用需要に対応した契約取引の推進等を強化します。

○指定野菜・特定野菜の生産者に対する経営安定の支援強化

保証基準額の算定に用いる卸売市場価格の**対象年数を現行の9年から6年に短縮**し、より**市場シグナルを反映**した算定手法に見直し。また、**燃油等生産資材費の高騰時**には保証基準額を引き上げる仕組みをビルトインすることにより、**セーフティネットを強化**。



○契約取引への一層の支援強化

契約野菜安定供給事業の活用を促進する**第1歩**として、**六次産業化法**により、**指定産地によらず**リレー出荷による周年供給の取組みを促進する**特例措置を設置**。
また、上記取組における**発動要件を緩和**。

(現行)
市場購入価額が
130%

(見直し)
品目の状況に応じ、
110%、120%に緩和

契約取引において、豊凶にかかわらず**収入が確保されるセーフティネット支援**を新たに**モデル事業**として実施。

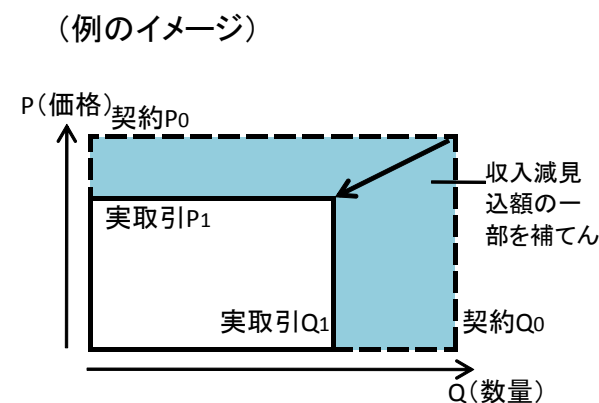
生産者が広く加入できる事業を整備し、契約取引を一層推進

事業概要

契約数量・価格の双方の変動に伴う収入 ($P \times Q$) 減少に対応した新たなセーフティネット措置を創設。

(モデル事業における対象品目)
キャベツ、レタス等7品目

(例) 不作等で契約数量・価格に変動が生じた場合に、**収入減見込額の一部を補てん**。



○緊急需給調整対策の強化

野菜価格高騰時における出荷前倒しの支援対象品目を**指定野菜及び特定野菜全品目に拡大**するなど、緊急需給調整対策を強化。
(4品目(6種別) → 48品目(64種別))

- 登録生産者の面積要件を緩和。
指定野菜**7ha→2ha**
特定野菜**2.5ha→1.5ha**
- 共同出荷割合の要件(対象品目: ねぎ)を緩和。

輸入品と競合している特定野菜について、生産者負担割合を引き下げ。**(1/3→1/4)**。
対象: ブロッコリー、かぼちゃ、スイートコーンの3品目

- 生産者負担金について、指定野菜の品目・種別毎に、**過去の交付実績を踏まえた負担率(50%、70%、100%)を設定し、負担を軽減**。
- 国・県の債務負担行為限度額の引き上げ。(国: 50%→70%)

負担軽減分を新たな交付予約に活用



交付予約数量の拡大が可能